

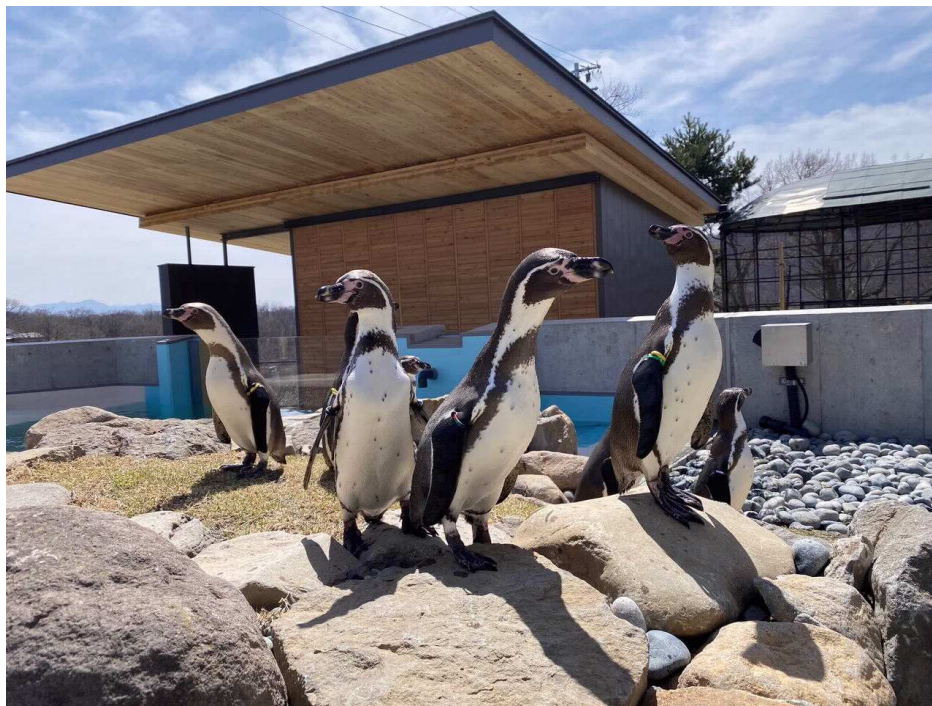
エイワ税理士法人 事務所ニュース

エイワ税理士法人

小諸事務所 長野県小諸市荒町 1-5-7
TEL : 0267-23-1881
FAX : 0267-23-4466
ホームページ <http://www.eiwa-tax.com/>

株式会社英和コンサルティング

小諸本店 長野県小諸市荒町 1-5-7
TEL : 0267-46-8750
FAX : 0267-23-4466
東京事務所 東京都港区西新橋 1-22-14 10F
TEL : 03-6273-3672
FAX : 03-6273-3673
長野事務所 長野市大字南長野西後町 1555
クレスビル 302
TEL : 026-219-3840
FAX : 026-219-3841



【小諸市動物園のペンギン舎とペンギンたち】

(使用許諾：小諸市商工観光課)

4 月

No206

・中小企業にまつわる経済環境の様相……………	P 1
・令和 4 年 4 月 1 日から適用される税制……………	P 3
・中小企業活性化パッケージが策定されました！ ……	P 6
・安全運転管理者の業務が拡充されます！……………	P 8
・IT 導入補助金 2 0 2 2 のご案内……………	P 10
・登記情報サービス 社長の住所をネットでは非表示へ……………	P 11
・【会社法シリーズ】株主総会の運営について……………	P 12
・私の履歴書 ～その 13～ ……	P 14
・新入職員の紹介 ……	P 16
・編集後記・事務所カレンダー ……	P 17



1．まん延防止等重点措置解除後

3月22日に全国でまん延防止等重点措置が解除されました。宿泊業界では同3月における全国の宿泊稼働指数暫定値（数字が100に近づくほど良い）は45.3と、前月の33.1を上回り、2カ月連続で上昇しました（DATESALAD HPより）。百貨店でも前月比売上高は11%増と解除の影響が各所で出ている様子です。（日本経済新聞 記事より）

感染対策が緩和された事に加えワクワクイベント（仮）や県民割等の効果により、今後客足の回復が期待されます。特に旅行需要の落ち込みは資金不足ではなく、コロナ禍での旅行のマイナスイメージがかなりあり、補助金支給には政府から「旅行に行って良いお墨付き」が得られたという印象を受けます。

2．現実となった悪い円安と中小企業

まん延防止等重点措置が解除され、少し緩んだ日本経済に円安と資源高が襲いかかっています。弊所事務所ニュース12月号でも紹介させていただきましたが「悪い円安」が現実のものとなりつつあります。

円安にはプラス効果とマイナス効果があり、日銀は「展望レポート」の中で「円安は日本にとってプラス」としています。プラス効果としては 価格競争力改善による財・サービス輸出の拡大、 円建て輸出額増加を通じた企業収益の改善、 円建て所得収支の増大が挙げられます。一方、マイナス効果として 輸入コストの上昇による国内企業収益および消費者の購買力低下が挙げられています。さて、この円安効果我々中小企業には「プラス」となるのでしょうか。

については、コロナ禍によりインバウンド客の回復が見込めない現在では、その効果があるのは一部の輸出を行っている企業に限られ、また80年代ならまだしも、国内企業の海外生産が進んでいる現状ではそれほどプラス効果は見込めません。

の理屈としては「円安で企業収益が増加すれば、設備投資や賃金にも波及する」と言う事ですが、残念ながら現実ではアベノミクスのトリクルダウン¹が効果しなかった様に、賃金上昇の効果は限定的でした。

は「企業のグローバル化により、わが国の企業が海外事業から獲得する収益、及び配当等を通じた国内への還流額は着実に増加している」とあり、海外からの所得移転額が増加する事により国内の設備投資等の活動に寄与している様子です（財務省 HP より）。しかしこの円安の恩恵を受けられるのは海外に子会社や事業のある（主に）グローバル企業や大企業のみであり、中小企業や個人への影響は非常に限定的でしょう。

は、最近の物価上昇を筆頭に、肌で感じられるほど顕在化しており、中小企業、内需型企業、家計にとっては強い向かい風になっています。

¹ トリクルダウン...原義は、滴り落ちるという意味です。富裕層への減税により、経済活動をさらに活発化させることで低所得層にも富が浸透し、利益が再分配されると主張する経済理論のことをトリクルダウン理論と言います。

についてそのメリットを享受出来るのは大企業やグローバル企業である一方、のデメリットは中小企業や内需型企业、家計に直撃する事となります。

図1 円安にまつわるメリット・デメリット

	メリット・デメリット	内容	対象
メリット	財・サービス・輸出の拡大	海外生産比率の上昇、パンデミックにより期待薄	グローバル大企業や輸出企業
	円建て輸出額増加を通じた企業収益の改善	企業収益は改善するが、それが賃金には波及せず	
	円建て所得収支の増大	過去10年で実証済み 円安唯一のメリットか	
デメリット	輸入コスト上昇による国内企業収益および消費者の購買力低下	年々、輸入品の浸透度は上昇しており、資源高もあり影響は大きい	内需依存型の中小企業や家計

資料：日銀「展望レポート」・ダイヤモンド・オンライン

そうすると「円安メリットを享受出来る者」と「デメリットを被る者」との間に大きな差が出る事は必然でしょう。かつての日本は製造業の生産拠点を国内に抱えており円安によって輸出増となり円安は解消されてきましたが、製造業の生産拠点の海外移転が進んだ現在ではその流れでの円安の解消は期待薄でしょう。本来であれば、日本企業の力を削ぐ円安であれば、日銀が介入すべきでしょうが、どうにも簡単に介入出来ない理由があります。

3．動けない日銀

今までの為替市場の流れから、今、日銀が円安の修正（緩和）に動けば為替市場は「日銀は円安を嫌がっているから修正に動いている。どの程度まで動くか試そう」と円売りを強め、円安を促進させると考えられます。その為、日銀は「円安はマイナス」とは言えず、修正にも動けません。2014年の円高の時の様に（奇しくもこの時もウクライナのリスクが原因の一端でした）、資源高が一過性の物であれば、円安も落ち着く可能性もありそれを狙っているのでしょう。

4．止まらない資源高騰

値上がりが続いている小麦、木材を筆頭に鉄（建材）、燃料等様々な原材料の値上げが止まりません。鉄（建材）については過去最高を更新しており（図2参照）、燃料についても原油だけでなく石炭もG7首脳の間で「ロシアからの石炭輸入の段階的廃止や禁止を含む計画」が発表され高騰は必至です。前時代的な燃料と思われがちな石炭ですが、日本のセメント業界はセメント製造の燃料として使用される石炭の50%をロシアから輸入しており、輸入禁止となれば資源価格の高騰は避けられそうにありません。資源価格の高騰は日本経済復活の要である国内の製造業の重い足枷になるでしょう（日経XTECHより）。

図2 高値を更新する建材

(カッコ内は前年同月上昇率。流通価格、東京地区)

建設資材	3月中旬の価格	高値水準
H型鋼	1トン 11万 1,000 円前後(31%)	13年4カ月ぶり
熱延鋼板	1トン 12万 2,500 円前後(39%)	最高値
ステンレス	1キログラム 510 円前後(32%)	13年9カ月ぶり
合板	1枚 1,700 円(64%)	最高値

5. アフターウクライナ

ウクライナ危機を原因とする資源高から、「アフターウクライナ」という言葉も出ています。今後、暫くの間はロシア抜きで世界経済を回していかなければならない以上、資源供給元が減った世界経済において、資源価格の高騰は避けられない様相です。円安と資源高、両方の影響を受け、賃金の上昇率が低く消費行動も抑制されがちな日本にとってのアフターウクライナの世界は、アフターコロナよりも更に先になるでしょう。

6. 岸田政権の中小企業政策

この様に中小企業にとっては逆風の状況ですが、岸田政権は日本企業の99.7%、雇用の約7割を占める中小企業の成長活性化の政策として「中小企業活性化パッケージ」を策定しました。詳しい内容につきましては6頁に記載がありますが「資金繰り支援」「収益力改善」「事業再生」「再チャレンジ」が骨子となっています。政府はこれらを中小企業活性化の要と定めました。



. 令和4年4月1日から適用される税制

最近の税制改正の傾向として、改正が決まった年度より随分後から施行されることが増えてきました。ここでは、令和4年4月1日以降に適用される税制を整理します。

1. 賃上げ税制の拡充

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する事業年度の賃上げ税制が拡充されました。

(1) 中小企業向けの賃上げ税制【所得拡大促進税制】

令和3年度の税制改正により継続雇用者の要件が廃止され、令和4年度の税制改正ではそれに加え最大40%の税額控除まで強化されました。

【賃上げ要件】

雇用者全体の給与総額が
前年度比で 2.5%以上増加
給与増加額の **30%を税額控除**

or

雇用者全体の給与総額が
前年度比で 1.5%以上増加
給与増加額の **15%を税額控除**

+

【上乗せ要件】

教育訓練費が
前年度比で 10%以上増加
税額控除率 **10%上乗せ**



(2) 大企業向けの賃上げ税制【人材確保等促進税制】

令和 3 年度の税制改正で新規雇用者の給与等支給額が要件となりましたが、令和 4 年度の税制改正で再び継続雇用者の給与等支給額が要件となっています。

【賃上げ要件】

継続雇用者の給与総額が
前年度比で 4.0%以上増加
給与増加額の **25%を税額控除**

or

継続雇用者全体の給与総額が
前年度比で 3.0%以上増加
給与増加額の **15%を税額控除**

+

【上乗せ要件】

教育訓練費が
前年度比で 20%以上増加
税額控除率 **5%上乗せ**

中小企業向け、大企業向けのいずれも控除額の上限は法人税額の 20%となります。

2. 少額の減価償却資産の損金算入制度等の見直し

次の制度について、適用対象資産から貸付け(主要な事業として行われるものを除く)の用に供した資産が除外されます。

- (1) 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度(取得価額 10 万円未満)
- (2) 一括償却資産の損金算入制度(取得価額 20 万円未満)
- (3) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例
(取得価額 30 万円未満、合計 300 万円まで)



【償却方法】

	資産の取得	償却方法	
		右記以外	貸付用(主要な事業として行われるものを除く)
全ての事業者	10万円未満	耐用年数に応じた期間等で償却 又は全額損金算入	耐用年数に応じた期間で 償却
	10万円以上 20万円未満	耐用年数に応じた期間等で償却 又は3年間で均等償却	
中小企業者等 のみ	30万円未満	耐用年数に応じた期間等で償却 又は全額損金算入	

3. 成年年齢引き下げに伴う改正

平成30年に民法改正が行われ、令和4年4月1日より成年年齢が「20歳」から「18歳」に引き下げられました。この引き下げの影響を受ける主な税制は以下の通りです。

税 制	概 要	改 正
未成年者控除	相続により財産を取得した人が未成年者である場合、一定額を相続税額から控除	(18歳-相続開始時の年齢) ×10万円
相続時精算課税制度	60歳以上の直系尊属から直系卑属の推定相続人または孫に行われた贈与について、受贈者が選択できる贈与税の制度	受贈者の年齢要件が20歳以上から18歳以上に引き下げ
事業承継税制	先代経営者が後継者へ非上場株式を贈与した場合に、贈与税の納税猶予を受けられる制度	後継者(受贈者)の年齢要件が20歳以上から18歳以上に引き下げ
住宅所得等資金の贈与の特例	直系尊属から自己の居住用家屋の新築等に充てるため金銭の贈与を受けた場合に、一定額まで非課税になる制度	特定受贈者の年齢要件が20歳以上から18歳以上に引き下げ
贈与税の特例税率	直系尊属から贈与を受けた場合、特例税率が適用できる	受贈者の年齢要件が20歳以上から18歳以上に引き下げ

4. 法人事業税の標準税率の見直し

外形標準課税が適用される法人については、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から所得割の標準税率が所得の金額にかかわらず一律1%になります。



5 . グループ通算制度がスタート

グループ通算制度とは、完全支配関係にある企業グループ内の各法人を納税単位として、各法人が個別に 法人税額の計算及び申告を行い、その中で、損益通算等の調整を行う制度です。

連結納税制度が見直され、令和 4 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度からグループ通算制度へ移行されます。

出典：TKC 会員事務所 事務所通信 令和 4 年 4 月号

Mykomon 「令和 4 年度税制改正案のポイント」

(担当：監査部第 3 課)



． 中小企業活性化パッケージが策定されました！

令和 4 年 3 月、経済産業省は、コロナ資金繰り支援の継続や増大する債務に苦しむ中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを促す総合的な支援策を展開するため、金融庁・財務省とも連携の上、「中小企業活性化パッケージ」を策定しました。今後は、本パッケージに基づき、中小企業の活性化に向けた施策が展開されていくことになります。以下、その関連施策の概要を紹介します。

1 . コロナ資金繰り支援の継続

セーフティネット保証 4 号の期限延長

- ・信用保証協会の別枠保証（上限 2.8 億円）の期限を延長（6 月 1 日まで）。



政府系金融機関による実質無利子・無担保融資の継続等

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて業況が悪化している事業者に対する実質無利子・無担保融資、危機対応融資を、融資期間を 15 年から 20 年に延長した上で期限を 6 月末まで延長。

政府系金融機関：商工中金、日本政策金融公庫

新型コロナ対策資本金性劣後ローン（日本政策金融公庫）の継続

- ・事業の成長・継続等を支援するため、民間金融機関が自己資本とみなすことができる日本政策金融公庫の資本金性劣後ローン（最大 20 年元本据置、上限額 10 億）を来年度末まで継続。

2 . 中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを促す総合的支援

認定経営革新等支援機関の伴走支援の強化

- ・認定経営革新等支援機関による計画策定支援に加え、計画実行までの伴走支援（フォローアップや助言等）を強化。また、会社と経営者の資産の区分など、経営者保証の解除に向けた取組も支援。

- ・あわせて、伴走支援を実施した場合に限り、計画策定支援費用に対する支援を実施する運用へと変更。

協議会による収益力改善支援の強化

- ・中小企業再生支援協議会（4月1日に「中小企業活性化協議会」に改組）がコロナ禍で緊急的に実施している特例リスクスケジュール支援について、ポストコロナを見据えて収益力改善支援にシフト（4月1日以降）。

「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の策定・活用

- ・中小企業再生支援協議会（4月1日に「中小企業活性化協議会」に改組）による事業再生等の支援とともに、民間による事業再生等の支援を促進するため、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」に基づく私的整理を支援する制度を創設（4月15日から開始予定）。

中小企業再生ファンドの拡充

- ・中小企業再生ファンドは、債務超過に陥った企業の既往債務の買取、ハンズオン支援等の再生支援を実施するため、地域金融機関等とともに（独）中小企業基盤整備機構（中小機構）が出資して組成されるファンド。
- ・コロナ禍で行った中小機構の最大出資比率の引き上げ（50%→80%）に加え、補正予算（300億円）も活用し、コロナの影響が大きい業種（宿泊、飲食等）を重点支援するファンドの組成やファンド空白地域の解消を促進。

再生事業者の収益力改善支援の拡充

- ・事業再生に取り組む事業者の収益力改善を促すため、事業再構築補助金において、通常枠よりも補助率を引き上げた「回復・再生応援枠」（補助率 3/4（中堅 2/3））を創設（再生事業者の加点措置も実施）。
- ・ものづくり補助金においても再生事業者の①補助率引き上げ（2/3）②審査時の加点を措置

個人破産回避に向けたルールの明確化

- ・中小企業の廃業時における経営者の個人破産回避に向け、「経営者保証ガイドライン」に基づく保証債務整理の申出を受けた場合には金融機関が誠実に対応する、との考え方を明確化。

再チャレンジ支援の拡充

- ・経営者の再チャレンジに向け、中小機構の人材支援事業を廃業後の経営者まで拡大。また、中小機構において、廃業後の再チャレンジに向けた専門家支援を展開。
- ・また、日本政策金融公庫の融資において、創業に再挑戦する方への支援措置（廃業歴等のある方が新たに事業を始める場合等の設備資金、運転資金）を拡充（運転資金の返済期間を「7年以内」から「15年以内」へと延長）。

収益力改善・事業再生・再チャレンジの一元的な支援体制の構築

- ・全国 47 都道府県に設置されている中小企業再生支援協議会を関連機関（経営改善支援センター）と統合し、収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援する組織として「中小企業活性化協議会」を設置。
- ・新組織では、再生支援協議会がコロナ禍で実施してきた増員体制（280名→380名）を継続す

るとともに、地域金融機関から 100 名規模のトレーニーも受け入れ、地域の支援専門家の育成も実施。

資料：「中小企業活性化パッケージ（関連施策集）」2022 年 3 月 経済産業省・金融庁・財務省

<https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220304006/20220304006.html>

（担当：英和コンサルティング）



．安全運転管理者の業務が拡充されます！

道路交通法施行規則等の一部が令和 3 年 11 月 10 日に改正公布され、安全運転管理者の業務が拡充されることとなりました。既に令和 4 年 4 月 1 日より施行となっているものもありますので今回はそれらについて説明します。

1．安全運転管理者とは

安全運転管理者とは事業所において乗車定員が 11 人以上の自動車であれば 1 台以上、それ以外の自動車であれば 5 台以上を保有している事業所が対象となり、自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として安全運転管理者の選任を行わなければなりません。この選任を怠ると道路交通法第 7 4 条の 3 第 1 項、第 4 項の違反となり 5 万円以下の罰金の対象となります。

2．安全運転管理者の業務

自動車の安全な運転を確保するために、事業所等の業務に従事している運転者に対する安全教育や、自動車の安全な運転に必要な業務を行わなければなりません。その内容の一部として運転者の状況把握や運行計画の作成、運転日誌の記録、点呼と日常点検、安全運転の指示等があげられます。

3．安全運転管理者の業務の拡充点

元々は運送業や運搬業などで運ぶことを業務にしている事業者（緑色のナンバー）のみが対象となっていました。安全運転管理者選任事業所として登録されている事業者も対象となっております。業務の拡充がされたところは安全運転管理者による運転者の運転前後のアルコールチェックが義務化となっております。

確認方法も段階的に対応が必要となりますので、次頁をご確認ください。

令和 4 年 4 月 1 日施行	・ 運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、 運転者の酒気帯びの状態を確認すること
	・ 酒気帯びの有無について記録し、1 年間保存すること。
令和 4 年 10 月 1 日施行	・ 運転者の酒気帯びの有無の確認を アルコール検知器を用いて行うこと。
	・ アルコール検知器を常時有効に保持すること。

4 . 義務化に向けて企業が準備すべきこと

安全運転管理者の選任

選任用件を満たしている事業所は、選任漏れの無いように注意しましょう。

アルコール検知器の準備

アルコール検知器は、呼気中のアルコールを検知しその有無又は濃度を警告音、警告灯、数値により示す機能を有するものの準備が必要となります。特段の性能上の要件はないようです。10月の直前では駆け込み需要で購入できない可能性もありますので事前準備をしましょう。

点呼記録簿の作成

令和4年4月1日より記録の保存が必要になります。その際に記載が必要となる項目は以下の通りとなります。

酒気帯び確認の記録事項

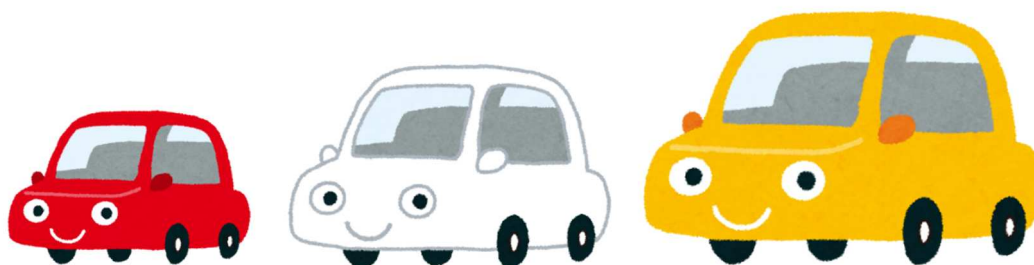
- | | |
|---|----------------------------------|
| 1 . 確認者名 | 5 . 確認の方法 |
| 2 . 運転者名 | アルコール検知器の使用の有無 |
| 3 . 運転者の業務に係る自動車の自動車
登録番号又は識別できる記号、番号等 | (令和4年10月1日から)
対面でない場合は具体的方法 |
| 4 . 確認の日時 | 6 . 酒気帯びの有無 |
| | 7 . 指示事項 |
| | 8 . その他必要な事項 |

警視庁・都道府県警察より情報提供がされておりますので該当する事業者様は再度ご確認の上、準備が整っていない様でしたら早急な対応をおすすめします。

参 考 :

(長野県警察) <https://www.pref.nagano.lg.jp/police/shinsei/koutsu/ankanseido.html>

(担当 : 監査部第3課)





．IT導入補助金2022のご案内

IT導入補助金2022(以下「本補助金」)では、システム導入費用が最大3/4補助されます。また、デジタル化基盤導入類型の場合、システム導入費用に加えてハードウェア購入費用も1/2が補助されます。

インボイス制度への万全な対応と自社の経理業務の効率化・デジタル化に向けて、本補助金の活用をぜひご検討ください。

《補助事業期間》

公募期間：令和4年3月31日～終了時期は後日案内予定

事業実施期間：交付決定後～後日案内予定



《本補助金の概要》

補助対象者：中小企業・小規模事業者等

■通常枠（A・B累計型）

補助率	1/2
補助額	30万円～450万円
補助対象	・ITツールのソフトウェア購入費用 ・クラウド利用料（最大1年分補助） ・導入関連費用等

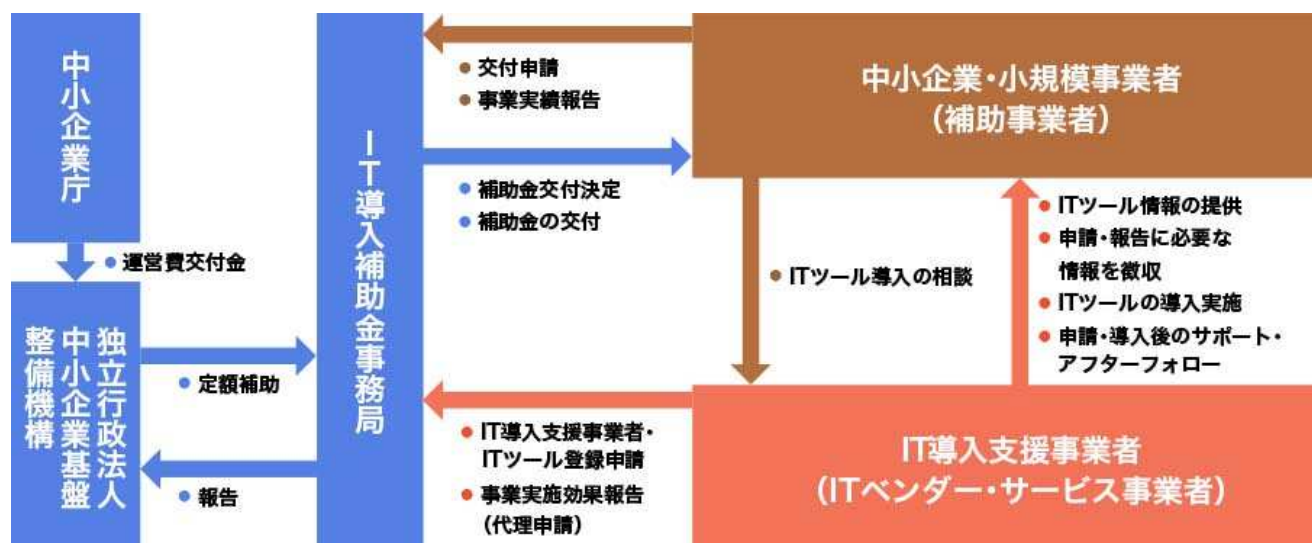
■デジタル化基盤導入類型

補助率	ITツール 2/3～3/4	+ ハードウェア購入費用 1/2	
補助額	5万円～350万円	上限：10万円	上限：20万円
補助対象	・ITツールのソフトウェア購入費用 ・クラウド利用料（最大2年分補助） ・導入関連費用等	・PC ・タブレット ・プリンター ・スキャナー及びそれらの複合機器	・レジ・券売機等

本年は通常枠の「A類型」・「B類型」と「デジタル化基盤導入類型」の計3類型から選択して申請が可能です。申請類型ごとの補助内容は以下のとおりです。なお、デジタル化基盤導入類型は通常枠に比べ、補助率が2/3～3/4にアップし、かつ、ハードウェア購入費用も補助対象となります。ぜひご活用ください。

本補助金としては「複数社連携IT導入類型」も用意されていますが、当社のコンソーシアムである「TKC全国会」では申請の対象外としています。ご了承ください。

《公募フロー図》



本補助金に関する詳細は下記ＨＰにてご確認ください。

ＩＴ導入補助金 <http://www.it-hojo.jp>
 コールセンター ＴＥＬ：0570-666-424

(担当：監査部第２課)



・登記情報サービス 社長の住所をネットでは非表示へ

インターネット上で法人や不動産等の登記情報を閲覧できる「登記情報提供サービス」について、個人情報保護等の観点から、令和４年９月１日より代表者の住所が非表示となります。

登記情報提供サービスは有料ですが、登録すれば誰でも閲覧可能であり、代表者の住所については登記事項であるため、簡単に情報を入手できる状態でした。昨今のＤＶ（ドメスティックバイオレンス）の被害や、悪用されるとの指摘があり今回の改正に至りました。

ただし、法務局での紙面による取得では、今まで通り代表者の住所は記載されてしまいます。ネットでは気軽にはいかなりましたが、誰でも取得でき郵送も可能なため、個人情報の保護という面ではあまり期待できないところです(ちなみに申出をすれば非表示にすることも可能となる予定です)。



「登記情報提供サービス」<https://www1.touki.or.jp/>

(担当：総務部)



【会社法シリーズ】株主総会の運営について

1. 株主総会成立の要件

総会を成立させるには、最低限出席が必要な人数＝「定足数」を満たさなければなりません。まずは定款を確認しましょう。会社法では原則、「議決権総数の過半数の株主の出席」としてありますが（会社法第309条）定款で別に定めた場合はそちらに従うこととなります。詳細は2.の表のとおりです。

2. 株主総会の決議要件

株主総会の決議には、大きく以下の3種類があり、それぞれの決議事項によりその決議方法が定められています。以下の要件を充たした場合、その議案は可決されます。

	決議要件	主な決議事項	要件の緩和・加重 （定款に別段の定めがある場合）
普通決議 （会 309 条 1 項）	<u>議決権総数の過半数の株式を有する株主が出席し（定足数）</u> かつ出席株主の議決権の過半数の賛成をもって成立	・ 計算書類承認 ・ 役員報酬等決定 ・ 剰余金処分、配当 ・ 資本金の額の増加 ・ 役員の選解任 等	定足数を排除できる （役員の選解任については加重も可能）
特別決議 （会 309 条 2 項）	<u>議決権総数の過半数の株式を有する株主が出席し（定足数）</u> かつ出席株主の議決権の3分の2以上の賛成をもって成立	・ 定款変更 （ の特殊決議が必要なものの以外） ・ 資本金の額の減少 ・ 解散 ・ 組織再編 等	定足数を3分の1まで軽減できる
特殊決議 （会 309 条 3、4 項）	【特殊決議 a（会 309 ）】 <u>議決権を有する株主の半数以上（頭数）</u> が出席し、かつ議決権を有する株主の議決権の3分の2以上の賛成をもって成立	・ 公開会社から非公開会社への変更 （定款変更） 等	加重のみ可能
	【特殊決議 b（会 309 ）】 <u>総株主の半数以上（頭数）</u> が出席し、かつ総株主の議決権の4分の3以上の賛成をもって成立	・ 人的属性に基づき株主の権利を取扱う定款の変更（会 109 ） 等	

3. コロナ禍の影響で総会を省略したい場合は

議決権を有する株主全員が書面や電磁的記録により同意した際は、株主総会の決議があったものとみなされ、実際に株主総会を開催しなくとも良いとされています（書面決議やみなし決

議といいます（会 319）。株主が少人数であったり、100%子会社などで親会社が全株式を持っている等の場合や、またコロナ禍で総会自体を省略したい場合はこういった書面での決議も可能です。

4．議決権行使と委任状の対応

前述の書面決議は、株主が物理的に集まって開催をしないものですが、実際に開催する場合で、株主が欠席する際は「書面による議決権行使」と「委任状による出席」という制度があります。

	書面による議決権行使（会 311）	委任状による出席（会 310） （議決権の代理行使）
議決権行使の主体	株主本人	代理人
制度採用の義務	採用義務なし <u>ただし、議決権行使株主が1,000名以上の会社は必須</u>	採用義務あり
書面の記載事項	各議案及び賛否の記載欄 議決権行使期限 株主氏名（名称）及び議決権数 等	書式について法令上の決まりは無し
集 計	白紙の取扱い	賛否の表示が無い場合の取扱いを定めた場合はその取扱いに従う 白紙委任として有効
	押印の有無	届出印の有無にかかわらず有効 押印の無いものは無効 委任行為の意思確認のため
	提出可能最終日	原則、総会日の直前の営業時間終了時まで 総会日当日の議案決議時まで（事実上は会社の代理人が受任を行う総会日前日まで）
議決権数の扱い	出席株主の議決権数に算入	受託された委任状の議決権数は、代理出席として出席株主の議決権数に算入
総会後の備置き期間	本店にて3か月間	本店にて3か月間

株主へ招集通知を送付し、議決権行使書または委任状が返送され、総会までに議決権数の集計が必要となります。返送された書類が有効であり、決議要件の議決権数に含めることができるのか、まずは確認することとなりますので、株主の多い会社はとくに注意が必要です。



参考：実務解説 中小企業の株主総会 - 手続と書式 - （新日本法規出版(株)）
会社法対応 株式実務ガイドンス（東京証券代行(株)、中央経済社）

（担当：総務部）



・私の履歴書（その13）

～ 温泉旅館再生への取り組み ～ 所長 佐藤 英人

1．金融再生プログラム

平成14年、聖域なき構造改革を掲げた小泉内閣の竹中金融担当大臣は「金融再生プログラム」を公表し、主に大手銀行改革に着手しました。地方銀行に対しては「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を平成15年3月に公表し、中小企業再生に向けた取り組みを要請しました。また同年12月には「金融検査マニュアル別冊・中小企業融資編」の改定を行い、財務内容だけで債権者区分を判断せずに、経営実態を総合的に判断するように求めました。いわばブレーキとアクセルを同時に行うことを要請しました。

2．鬼怒川温泉と足利銀行

バブル期の温泉旅館には団体客が貸し切りバスで大挙して押し寄せ、地方銀行も大型融資で設備投資の後押しをしました。しかしバブル崩壊後団体客が激減し、また不動産価格が下落し続け、全国の大規模旅館への融資は不良債権化し、実質破綻先か破綻懸念先に格付けされ倒産が続き、ついに鬼怒川温泉に多額の融資をしていた足利銀行が平成15年11月に破綻し、一時国有化されたことは象徴的なこととして他の地方銀行にも衝撃が走りました。いまYouTubeでは鬼怒川温泉の廃墟風景が有名になっています。

また景気も「いざなぎ景気」の妻の名前の「いざなみ景気」と名付けられた、平成14年2月から平成20年のリーマンショックまでの戦後最長の好景気に支えられ、地方銀行も不良債権処理に拍車がかかり、その象徴として全国的に温泉旅館の再生が注目されました。

3．長野県では

長野県では長野冬季オリンピックのための高速道路と新幹線建設及び宿泊施設の新増築が続く、バブル崩壊は5年程度遅れてきましたが、そのためにかえって急激な落ち込みとなりました。旅館関係では毎年社長の自殺者がでたり、白樺湖や戸倉上山田温泉では廃業した旅館がそのまま廃墟になったりと深刻な状況が続きました。過剰債務をかかえ、個人客へのシフトや特色を出そうとしても設備投資もできず、また資金繰り不足で公共料金や税金が滞納となっている状況では、いくら銀行担当者が経営者に寄り添って指導をしても、かえって経営者を苦しめる結果になってしまい「だめなものはだめ」なわけです。

そのような中、温泉旅館件数では静岡県に次ぐ全国2位の長野県（温泉地は全国1位）においても、金融機関として、温泉街のイメージダウンや取引業者の連鎖倒産回避、従業員の雇用維持等、地域経済への影響が大きい温泉旅館再生における新たな手法としてスポンサー付きの私的再生にも取り組むこととなり、当事務所にその最初の案件として県内有名温泉地の2件の旅館再生の相談が持ち込まれました。

4．温泉旅館再生の手続き

再生手法は、IP（インフォメーションパッケージ）と言われる旅館情報の資料集をつくり、スポンサー候補を募り、入札を経て事業を



譲渡し、残った会社は特別清算をする、のちに第二会社方式と呼ばれる作業です。今までの事業再生の作業にプラスF A（ファイナンシャルアドバイザー）と呼ばれるM & Aのアドバイザー業務が加えられました。

2件の案件が当事務所に持ち込まれたのは、当時再生に前向きに取り組むところが地方では少なかったこと、東京の専門業者は業務報酬が数千万と高かったので、再生のポイントである債権者への配当を少しでも増やせるようゼロを1つ取った報酬で対応してほしいとのことでした。そういった報酬料金であれば当事務所の社員を常時投入するわけにいかず、部分的な作業をすることとなり、このような体制が現在も続いています。

結果2件とも当時旅館再生に取り組み始めたリゾートグループへの事業譲渡となりました。

弁護士はシティ法律事務所の服部弁護士と組むことになりました。服部弁護士は斑尾高原ホテルの民事再生による再生を銀行と前年に行っており、その縁で銀行の担当者に紹介いただきました。初めて虎ノ門の事務所にお伺いすると、「どこからきた？」と聞かれ「小諸です」と答えると「私も出身は小諸だ」とのことですまさに奇遇だねとなり、その後いくつもの再生案件をご一緒することとなりました。一方の旅館再生案件では、銀行回りのために前日夜に服部弁護士と一緒に旅館に泊まり、夜、資料の確認を頂き、妻に校正と印刷をさせて翌日金融機関3行に再生計画を持参しました。

会社分割による再生スキームを進めたかったものの、政府系金融機関側の私的再生の経験値が少なく理解が得られず、結局は任意売却と同じなら、ということで事業譲渡にせざるを得ず、包括承継ではないので許認可等が新規取得と同様になり、大変な作業となりました。風営法の取得はこの時が初めてだったので、紹介された地元の行政書士に依頼したのですが、書類作成作業はほとんど当事務所の職員が作成したのに、法外と思われる報酬を請求されました。その経験から、現在許認可作業は行政書士として当事務所で行うことがほとんどとなりました。

また市役所対応は、会社顧問の同じT K Cの山口税理士に交渉いただき、滞納している固定資産税につき非常に好意的な取り扱いをしていただけました。また顧問の社会保険労務士にも社員説明や退職金など親身に対応いただきました。

経営者と女将である奥様やご子息等と何度か話し合い、こうするのがベストであることを理解していただきました。いくら紹介がメイン銀行でも会社のアドバイザーとして選任され契約するのは経営者ですから、紹介者とは一線を画し、会社側の最善のアドバイスをすることを要求されるのは当然なことです。

新たにスポンサーとなったリゾートグループと最大手の外資系投資ファンドからは財務・運営・人事・資産管理・営業など各担当者がその都度十数人が出て来られ、こちらは社長と私と妻だけでしたので、てんてこ舞いの状況でした。

服部弁護士と温泉供給権や転売時の問題等で、投資ファンドの事務所を訪れ、事務所内の打合せ室で、ガラス越しに大勢働く外国人を見ながら交渉したのは強く印象に残っています。



5．旅館再生に本格的に取り組んで

温泉旅館のスポンサー付き再生事業は、まさに総合格闘技と言え、社長と親族との意思統一・物件調査と資料作成・スポンサー交渉と選定・契約書締結・債権者交渉・株主交渉・許認可

可変更・温泉権承継・連帯保証解除・分割等の事業譲渡・債務免除益対応・特別清算作業と様々なことを、早くて1年かけて弁護士と共に行うのですが、その走りの関与となりました。

また本件では、社長が旅館の全国的組織である全旅連の当時の会長であった嬉野温泉の小原会長に相談を持ちかけました。小原会長自身がテーマパーク事業で失敗し、スポンサーにいったん事業譲渡し、その後買い戻しをされた経験から全旅連ファンドをSBIとともに組成し、全国の苦しんでいる旅館の再生の手伝いをしたということで、その第1号に名乗りを上げていただきました。入札などの担当として別府の杉乃井ホテル出身の渡辺コンサルが派遣されました。入札結果は上記のリゾートグループと投資ファンドが落札しましたが、これが縁で渡辺コンサルに全国の温泉旅館の再生案件をいくつも紹介いただき、一緒に仕事をするということになるとは思いもよりませんでした。

～ その14に続く ～

新入職員の紹介

いちかわ しょういち
市川 将一

(監査部第1課 所属)



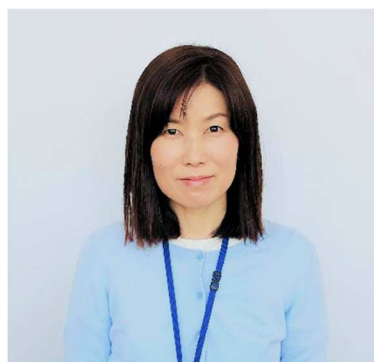
昨年9月に入所しました市川将一です。

前職では全く違う業界で仕事をしており、未経験で転職してから半年ほど経ちましたが、先輩方の知識と能力に圧倒される日々を過ごしています。

身につけなければならないことがたくさんあり、一步一步ではありますが、一日でも早く皆様のお役に立てよう研鑽を積んでまいります。

よろしくお願いいたします。

いわもと あゆみ
岩本 鮎子



昨年4月に入所しました岩本鮎子です。

宮澤啓子社労士事務所にて、社会保険労務士業務を行っております。社会保険労務士の資格を取ってから、結婚・出産を経てかなりブランクがありますが、お客様から信頼される社労士になれるように日々精進していきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。



事務所カレンダー



この予定は変更する場合もございます

4月	5日(火)	会議・研修日
	15日(金)	個人確定申告期限(期限延長)
	21日(木)	所得税振替日(個人振替納税者)
	26日(火)	消費税振替日(個人振替納税者)
	28日(木)	会議日
5月	7日(土)	営業日
	14日(土)	営業日
	21日(土)	営業日
6月	1日(水)	会議・研修日
	10日(金)	住民税納期特例納付期限(12月～翌年5月分)
7月	1日(金)	会議・研修日
	11日(月)	・労働保険料納付期限
		・源泉税納期特例納付期限(1月～6月分)
		・算定基礎届提出期限
	16日(土)	営業日
	23日(土)	営業日

毎日の朝礼	8:45～9:00
会議・研修日	・会議：午前9:30～11:00頃まで ・研修：午後1:00～4:30頃まで

朝礼中、会議中、研修中は原則として電話をお取次ぎ出来ませんが、終了後直ちに
ご連絡させていただきますのでご了承ください。なお、**緊急の場合はお知らせください。**

編集後記

今年は例年より寒さが厳しく、雪も多い年だったと思いますが、4月になって暖かい日が一気に増えてきました。県内はお花見の最盛期(4/12現在)を迎えているところが多いと思いますが、小諸市では小諸城址懐古園の桜まつりが開催されています(4/2～4/24)。

本年度の事務所ニュースは小諸市動物園の人気動物達に表紙を飾ってもらっていますが、小諸市動物園は4/29(金)にリニューアルオープンを迎えます。リニューアルの目玉はペンギン舎とふれあい休憩所(小動物)であり、今月号の表紙はそのペンギン達です。新しくなったペンギン舎では、ペンギン達が岩山を歩いたり、水深1.5mのプールに潜ったりする姿を大きなアクリル窓から眺めることができる等、ペンギン達の愛くるしい姿をじっくり観察することができます。

コロナ禍の全国的なまん延防止は解除されたとは言え、今も感染者数は多い状況です。引き続き感染予防対策をしっかりとって頂き、是非とも小諸市動物園に足をお運び下さい。